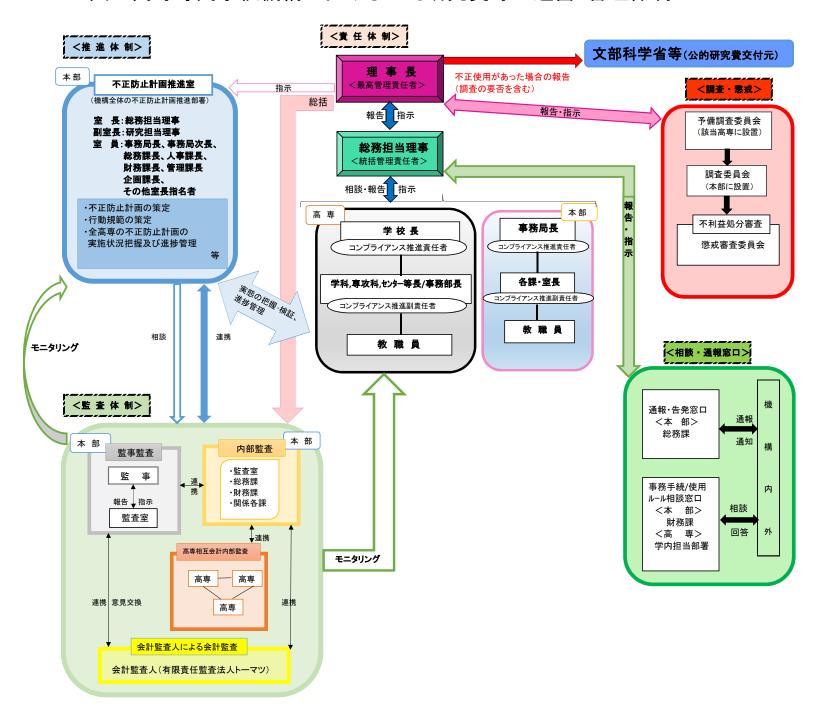
国立高等専門学校機構における公的研究費等の運営・管理体制



〈公的研究費等の運営・管理における責任体制図〉

国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則第4条~第6条 (制定平成27年1月26日 機構規則第121号)

最高管理責任者 理事長

公的研究費等の適正な運営及び管理について機構を統括する権限を有するとともに最終責任を負う。

総括管理責任者 総務担当理事

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の適正な運営及び 管理並びにそれらに関するコンプライアンス教育について実質 的に機構を統括する権限と責任を有する

コンプライアンス推進責任者

学校:学校長

本部:事務局長

当該学校(本部を含む)における公的研究費等の適正な運営 及び管理並びにそれらに関するコンプライアンス教育について 統括する権限と責任を有する

コンプライアンス推進副責任者

(例)学校:学科長、専攻科長、センター長等/事務部長

本部:課長、室長等

コンプライアンス推進責任者を補佐する